

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 6 年 3 月 4 日

全国健康保険協会静岡支部
支部長 安田 剛

1 調達内容

(1) 調達件名

令和 6 年度 公用車に係るガソリン購入及び洗車業務

(2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

(4) 予定数量

仕様書のとおり

(5) 納品場所

仕様書のとおり

(6) 見積競争方法

単価にて見積競争に付する。

見積書には、①レギュラーガソリン 1 リットルあたり、②機械洗車 1 回あたりにかかる、それぞれの単価を記載すること。また、単価には当該業務遂行に要する一切の諸経費を含めること。

契約者の決定に当たっては、期限内に適正な見積書を提出した者のうち、見積金額が全国健康保険協会静岡支部の定める予算限度額の範囲内であり、かつ最低見積金額を提示した者を契約の相手方とする。

見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4、5、6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の販売」の「燃料類」でいずれかの等級に格付けされ、東海、北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこ

と。

- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期限の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。
- (9) 全国健康保険協会静岡支部の所在地から 2 キロメートル以内に給油所を有しているものであること。

3 書類の提出場所及び問い合わせ先

- (1) 書類の提出場所及び問い合わせ先

〒420-8512 静岡市葵区呉服町 1-1-2 静岡呉服町スクエア
全国健康保険協会静岡支部 企画総務グループ 担当 近藤
電話 054-275-6602

- (2) 仕様書等の交付方法

前記 (1) の場所にて交付する。

- (3) 提出期限

令和 6 年 3 月 18 日 12 時 00 分

- (4) 提出書類

- ・資格審査結果通知書の写し
- ・見積書

見積書には、事業所名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

記載漏れ、押印漏れ及び判読不可な見積書は無効とする。

- (5) 書類の提出方法

前記 (1) へ直接提出 (持参) または郵送により提出すること。

郵送で提出する場合は封筒の目立つ場所に「令和 6 年度 公用車に係るガソリン購入及び洗車業務」と朱書きをすること。また、送付方法は配達記録の確認ができる方法とすること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

- (3) 見積競争の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書の提出は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 手続きにおける交渉の有無 無

- (6) 提出した見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。
- (7) 見積競争参加者は仕様書及び契約書（案）を熟覧のうえ、これらの全ての内容に合意したうえで参加すること。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、見積書提出前に委託者の説明を求めることが出来ること。
- (8) 決定業者には見積書提出期限より 7 日以内を目途に電話にて連絡することとする。

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者をその期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
2. 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
3. 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。